第3編 武力攻撃事態等(緊急対処事態)への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体および財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に 関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即 応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

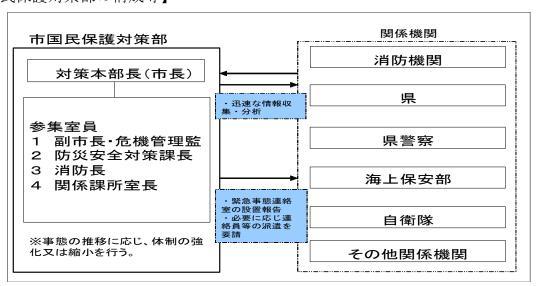
このため、係る事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に 集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にか んがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における市国民保護対策部の設置および初動措置

(1) 市国民保護対策部の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県および県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「市国民保護対策部」を設置する。「市国民保護対策部」は、市対策本部員のうち、防災安全対策課長など、事案発生時の対処に必要な要員により構成する。

【市国民保護対策部の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長および部局長等に報告するものとする。

消防本部等においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

イ 「市国民保護対策部」は、消防機関および消防機関以外の関係機関を通じて当該 事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等 の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市国民保護対策部を設置した 旨について、県に連絡を行う。

この場合、市国民保護対策部は、迅速な情報の収集および提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「市国民保護対策部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

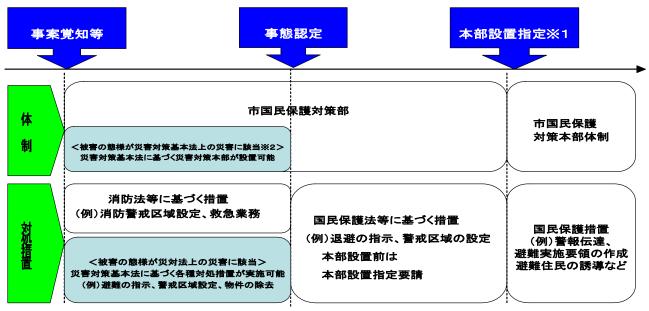
「市国民保護対策部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、 市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部 を設置して新たな体制に移行するとともに、「市国民保護対策部」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を全部局長に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、

既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部 設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等(緊急対処事態)の認定が行われた本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市国民保護対策室体制を立ち上げ、又は、市国民保護対策部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、本市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)および県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

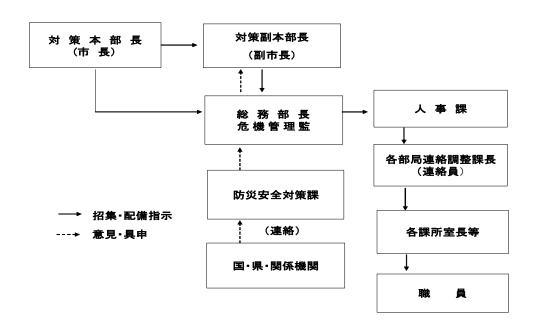
指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する

(※事前に市国民保護対策部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする(前述))。

ウ 市対策本部員および市対策本部職員の参集

市長は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、災害時情報提供システム(「防災ネットあきた」)等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

【職員参集系統図】



エ 市対策本部の開設

防災安全対策課長は、秋田市役所本庁舎又は消防庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員(職員)等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備および仮眠設備の確保に努める。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内等に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する(第1順位、第2順位など)。 なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置(緊急対処保護措置)を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

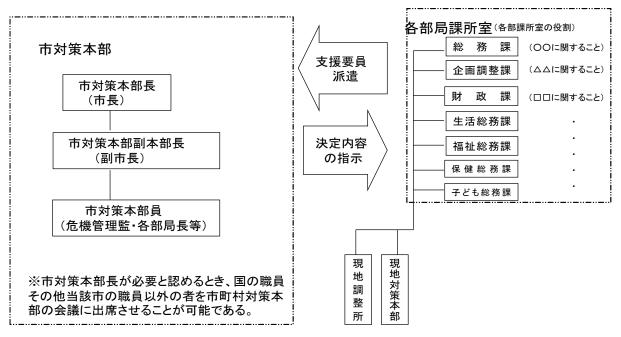
(3) 市対策本部の組織および機能

市対策本部の組織構成および機能は以下のとおりとする。

市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局において措置を実施するものとする(市対策本部には、各部局から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)。

事 項	内容
対策本部長	市長
構成員	副本部長:副市長
	本 部 員:危機管理監、各部局長、会計管理者
事務局	防災安全対策課職員および本部長が指名する者

市対策本部の組織および機能



(4) 各部局等における業務

各部局等は、次の所掌事務に係る事務又は業務を的確かつ迅速に実施する。

部名	課所室名	所 掌 事 務 又 は 業 務
総務部	総務課	1 本部長および副本部長との連絡に関すること。
		2 市議会との連絡に関すること。
		3 各部局および協力関係機関との連絡・調整に関すること。
		4 その他、他の部に属しない事項に関すること。
	秘書課	1 市対策本部長等の秘書に関すること。
	人事課	1 職員の参集に関すること。
		2 職員等の派遣要請および斡旋に関すること。
		3 職員の安否、被災情報に関すること。
		4 職員の公務災害補償に関すること。
	防災安全対策課	1 初動情報の処理に関すること。
		2 実施体制の確立に関すること。
		3 市対策本部等の運営に関すること。
		4 関係機関との連携に関すること。
		5 県および自衛隊等の派遣要請および連絡・調整に関すること。
		6 ボランティア (支援) に関すること。
		7 赤十字標章等および特殊標章等の交付および管理に関すること。
		8 避難・退避に関すること。
		9 武力攻撃災害 (緊急対処事態における災害) への対処に関するこ
		と。

Ì	I	10 番位に関わてこ
		10 救援に関すること。
		11 備蓄物資の管理に関すること。
		12 安否情報の収集・提供に関すること。
		13 国民生活の安定に関すること。
		14 国民の権利利益の救済に関すること。
		15 応急の復旧に関すること。
		16 復旧に関すること。
	契約課	1 救援物資の購入、保管ならびに出納に関すること。
	財産管理活用課	1 財産管理活用課所管に係る市有財産の安全確保、応急対策、被災
	工事検査室	情報に関すること。
		2 国民保護措置 (緊急対処保護措置) 用車両の確保と配車に関する
		こと。
		3 庁内電源および通信線確保対策に関すること。
	文書法制課	1 総務部又は他の部に属する各事務の協力に関すること。
	新庁舎建設室	
企画財政部	企画調整課	1 国会の委員会等の対応および陳情に関すること。
		2 市内在住外国人に関すること。
		3 海外からの見舞いおよび問い合わせへの対応に関すること。
		4 海外交流都市等からの支援申し入れに関すること。
		5 東京事務所との連絡等に関すること。
	財政課	1 国民保護措置 (緊急対処保護措置) に係る予算措置に関すること。
		2 義援物資、義援金等の受付・保管および配分に関すること。
		3 その他財政全般に関すること。
	情報統計課	1 情報システムの運用および安全確保、応急対策および被災情報に
		関すること。
	広報広聴課	1 広報資料、記録写真等の収集、整理、保存に関すること。
		2 報道関係機関との連絡・調整に関すること。
		3 記者発表に関すること。
		4 その他必要な広報に関すること。
	市民税課	1 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)に係る税の減免措置等
	資産税課	に関すること。
	納税課	
	特別滞納整理課	
	東京事務所	1 企画財政部に属する各事務の協力に関すること。
 観光文化スポーツ		1 観光文化スポーツ部所管に係る施設等の安全確保、応急対策、被
部	文化振興課	災情報に関すること。
нь	スポーツ振興課	2 社会体育施設に係る被害調査および応急対策に関すること。
	秋田市民交流プラ	2 社会体育地談に係る被害調査および応急対策に関すること。 3 文化施設に係る被害調査および応急対策に関すること。
	が管理室	
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	大森山動物園	5 動物園施設の安全確保、応急対策および被災情報の収集に関する

	秋田城跡歴史資料	こと。
	館	
	千秋美術館	
	赤れんが郷土館	
	民俗芸能伝承館	
	佐竹史料館	
	文化会館	
市民生活部	生活総務課	1 埋葬、火葬および慰霊に関すること。
	市民課	2 その他の救助・救護に関すること。
	国保年金課	3 避難所の運営に関すること。
	特定健診課	4 避難者名簿の作成に関すること。
	後期高齢医療課	5 町内会等との連絡体制に関すること。
		6 市民生活部所管に係る施設等の安全確保、応急対策、被災情報に
	議推進室	関すること。
		1 市民生活部に属する各事務の協力に関すること。
	センター	
	北部市民サービス	
	センター	
	河辺市民サービス	
	センター	
	雄和市民サービス	
	センター	
	南部市民サービス	
	センター	
	東部市民サービス	
	センター	
	中央市民サービス	
	センター	
	市民相談センター	
	駅東サービスセン	
	ター	
福祉保健部	福祉総務課	1 福祉保健部所管に係る社会福祉施設等の安全確保、応急対策およ
	障がい福祉課	び被災情報に関すること。
	長寿福祉課	2 ボランティアの派遣に関すること。
	保護第一課	3 炊き出しに関すること。
	保護第二課	4 国民保護措置(緊急対処保護措置)用物品の供給に関すること。
	介護保険課	5 要援護世帯の被災者援護に関すること。
		6 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安全確保に関すること。
		7 その他福祉全般に関すること。
	監査指導室	1 福祉保健部に属する各事務の協力に関すること。

保健所	保健総務課	1 医療救護の応援要請および助産に関すること。
	保健予防課	2 保健衛生、防疫、食品・生活衛生および栄養改善対策に関するこ
	健康管理課	と。
	衛生検査課	3 毒物または劇物による事故の被災情報に関すること。
		4 救護所の設置に関すること。
		5 市医師会との連絡体制の整備に関すること。
		6 危険動物・ペット等の管理に関すること。
		7 その他衛生全般に関すること。
食肉衛生検査所		1 と畜場の被災情報の収集および衛生対策に関すること。
子ども未来部	子ども総務課	1 子ども未来部所管に係る施設等の安全確保、応急対策および被災
	子ども育成課	情報に関すること。
	子ども健康課	2 子どもの安全確保に関すること。
	子ども未来センタ	
	<u>-</u>	
環境部	環境総務課	1 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の発生に起因する公害
	環境都市推進課	に関すること。
	環境保全課	2 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の発生に起因する廃棄
	廃棄物対策課	物処理に関すること。
	総合環境センター	3 し尿・ごみ処理等の応急対策に関すること。
		4 清掃用車両および作業員の確保に関すること。
		5 その他清掃全般に関すること。
産業振興部	産業企画課	1 産業振興部所管に係る施設等の安全確保、応急対策、被災情報に
	商工貿易振興課	関すること。
	企業立地雇用課	2 商業施設、工業団地施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関
	農業農村振興課	すること。
	農地森林整備課	3 港湾施設の安全確保、応急対策および被災情報に関すること。
		4 国民保護措置(緊急対処保護措置)用物品の調達・購入に関する
		こと。
		5 食品等生活必需物資の価格安定に関すること。
		6 被災中小企業に対する資金融資に関すること。
		7 農地、農業用施設および林業施設の安全確保、応急対策およ被災
		情報に関すること。
		8 農作物関係の応急対策に関すること。
		9 家畜伝染病の予防に関すること。
		10 被災農業者に対する資金融資に関すること。
		11 被災農家への経営・技術指導に関すること。
		12 森林被害および森林土木関係の応急対策に関すること
		13 その他商工業および農業全般に関すること。
中央卸売市場	市場管理室	1 食料品等の調達全般に関すること。
園芸振興センター	園芸振興センター	1 園芸施設の安全確保、応急対策および被災情報に関すること。

建設部	建設総務課	1 市有建築物(本庁舎等を除く。)の安全確保、応急対策および被
	道路建設課	災情報に関すること。
	道路維持課	2 道路、橋梁等の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。
	公園課	3 道路交通の確保・規制に関すること。
	建築課	4 河川の安全確保、被災情報および連絡・調整に関すること。
		5 河川情報の収集、水防活動の調整に関すること。
		6 砂防関係の応急対策に関すること。
		7 公園施設等の安全確保、応急対策および被災情報に関すること。
		8 その他土木全般に関すること。
都市整備部	都市総務課	1 都市総務課の所管する事業に関する被害状況調査に関すること。
	都市計画課	1 都市計画課の所管する事業に関する被害状況調査に関すること。
	交通政策課	1 交通安全対策の連絡・調整等に関すること。
		2 都市交通に係る被害調査および復旧に関すること。
		3 空港施設の被災情報に関すること。
	建築指導課	1 一般住宅等の被害調査に関すること。
		2 その他建築相談に関すること。
	住宅整備課	1 長期避難住宅の供与体制に関すること。
		2 応急仮設住宅の供与体制に関すること。
		3 市営住宅の被害調査および復旧に関すること。
		4 被災者の住宅復旧に対する資金融資に関すること。
	秋田駅東地区土地	1 各事業に関する被害状況調査に関すること。
	区画整理工事事務所	2 都市整備部に属する各事務の協力に関すること。
会計	会計課	1 国民保護措置(緊急対処保護措置)関係の出納に関すること。
選挙管理委員会	選挙管理委員会事	1 他の部に属する各事務の協力に関すること。
	務局	
監査委員	監査委員事務局	1 他の部に属する各事務の協力に関すること。
上下水道局	総務課	1 上下水道局所管に係る施設等の安全確保、応急対策および被災情
		報の収集、記録、報告および広報に関すること。
		2 関係機関への応援要請および受入れに関すること。
		3 車両および無線の配備と統括に関すること。
	お客様センター	1 飲料水の確保・供給体制の整備に関すること。
	給排水課	2 断水の巡回広報に関すること。
		3 応急給水に関すること。
		4 災害による問い合せに関すること。
	水道維持課	1 上水道施設の被害調査および復旧工事に関すること。
	水道建設課	2 水圧、流量等の配水調整に関すること。
	下水道整備課	3 応急給水の水質検査および衛生管理に関すること。
	浄水課	4 下水道施設の被害調査および復旧工事に関すること。
	下水道施設課	5 処理場の排水機能の確保に関すること。

		6 農業集落排水施設の被害調査および復旧に関すること。
		7 個別排水施設の被害調査および復旧に関すること。
教育委員会	総務課	1 職員の参集体制の整備に関すること。
	学事課	2 教育委員会所管に係る施設等の保安対策、被災情報の収集体制の
	学校教育課	整備に関すること。
		3 臨時校舎の開設に関すること。
		4 学校施設に対する集団避難の受入対策に関すること。
		5 り災児童、生徒の教科書、学用品の調達に関すること。
		6 保健衛生および学校給食の保全措置に関すること。
		7 児童、生徒、教職員の安全指導に関すること。
		8 その他学校教育全般に関すること。
	生涯学習室	1 社会教育施設に係る被害調査および応急対策に関すること。
		2 その他社会教育全般に関すること。
	上記以外の教育委	1 避難所の運営への協力に関すること。
	員会に属する機関	2 避難者名簿の作成への協力に関すること。
		3 教育委員会に属する各事務の協力に関すること。
消防本部	総務課	1 部内の被害調査の集計および報告に関すること。
	予防課	2 火災原因および損害調査に関すること。
		3 消防協力者の災害補償に関すること。
		4 消防職員、団員の配食に関すること。
		5 その他警防調査全般に関すること。
	警防課	1 消防部隊の指揮運用に関すること。
	救急課	2 災害現場の連絡調整に関すること。
		3 警防資機材の調達に関すること。
		4 消防応援要請に関すること。
		5 その他警防指揮全般に関すること。
	指令課	1 消防通信および指令全般に関すること。
		2 災害情報および気象予・警報の収集、伝達に関すること。
		3 市民からの情報収集に関すること。
		4 関係機関との連絡に関すること。
		5 災害現場との連絡に関すること。
		6 災害活動状況の収集および報告に関すること。
	秋田消防署	1 災害の防除および警戒に関すること。
	土崎消防署	2 避難誘導に関すること。
	城東消防署	3 人命救助および行方不明者の捜索に関すること。
	秋田南消防署	4 警戒区域の設定に関すること。
		5 災害現場における被害調査および報告に関すること。
		6 その他警防活動全般に関すること。
各部局共通		○ 上記によるほか、各事務部局において、必要に応じて、所要の対
		策を講ずる。

(5) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、以下のとおり市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等(緊急対処事態)において住民に正確かつ積極的に情報提供を行 うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、災害時情報提供システム (「防災ネットあきた」)、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を 逸することのないよう迅速に対応すること。
- (イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に 応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置(緊急対処保護措置)を総合的に推進するため、各種の国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置(緊急対処保護措置)の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置(緊急対処保護措置)に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ 迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置(緊急 対処保護措置)に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県ならびに指定公共機関および指定地 方公共機関が実施する国民保護措置(緊急対処保護措置)に関して所要の総合調整 を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本 部長が指定行政機関および指定公共機関が実施する国民保護措置(緊急対処保護措 置)に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置(緊急対処保護措置)に係る実施状況の報告又は資料の求め 市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市 の区域に係る国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施の状況について報告又は資 料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置(緊急対処保護措置)を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。 この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

2 市現地対策本部の設置

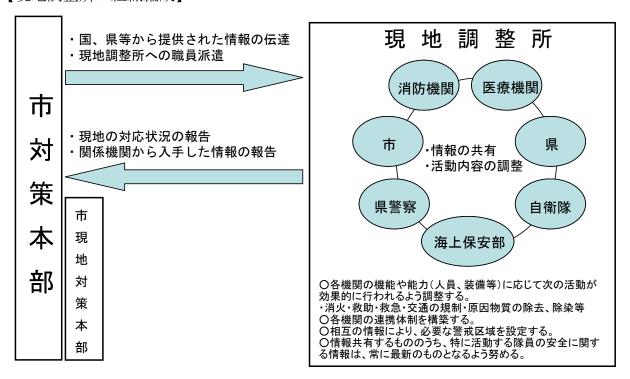
市長は、被災現地における国民保護措置(緊急対処保護措置)の的確かつ迅速な実施ならびに国、県等の対策本部との連絡および調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する。

3 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)による災害が発生した場合、その被害の軽減および現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有および活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



※【現地調整所の性格について】

- ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである(例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)。
- イ 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に 会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動および救助・救急活動の実施および退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置(緊 急対処保護措置)を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要 であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的 に参画させることが必要である(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)。
 - (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、 意見交換を行うことが重要である。

4 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)および県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

5 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線もしくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ迅速に実施するため、国、 県、他の市町村、指定公共機関および指定地方公共機関その他関係機関と相互に密 接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必 要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県対策本部および県を通じ、国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、 当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行 うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、市は、国の現地対策本部長により国の現地対策本部と関係地方公共団体の国 民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合は、国民保 護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力 する。

2 知事、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、その所掌事務に係る国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 市は、市の区域における国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ迅速に実施 するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定 地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ア 市長は、国民保護措置(緊急対処保護措置)を円滑に実施するため必要があると 認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民 保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要 請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする自衛隊秋田地方協力 本部長(第1優先連絡先)又は第9師団長(第2優先連絡先)を通じて、陸上自衛 隊にあっては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあっては当該 区域を警備区域とする舞鶴地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域と する北部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。
- イ 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動および治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)および知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、市対策本部および現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求および事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に 明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 市長は、応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ア 市が、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施のため、事務の全部又は一部を 他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を 明らかにして委託を行う。
 - (ア) 委託事務の範囲ならびに委託事務の管理および執行の方法
 - (4) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示する とともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更もしくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施のため必要があるときは、指定行 政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関であ る特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、 必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方 公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施する ことができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置(緊急対処保護措置)と 競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - イ 市長は、他の市町村から国民保護措置(緊急対処保護措置)に係る事務の委託を 受けた場合、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置(緊急対処保護措置) の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合に

は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護 措置(緊急対処保護措置)と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要 な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域の リーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全 を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災 組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等(緊急対処事態)の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ア 避難住民の誘導
- イ 避難住民等の救援
- ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関する措置
- エ 保健衛生の確保

第4章 警報および避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)において、住民の生命、身体および財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達および通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達および通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

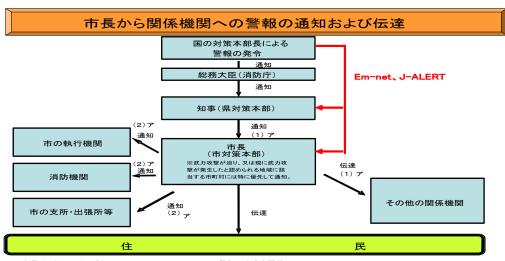
ア 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民および関係のある公私の団体 (消防団、町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、市立病院、保育所など) に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

【市長から関係機関への警報の通知・伝達】



※ 市長は、ホームページ(http://www.city.akita.akita.jp/) に警報の内容を掲載 ※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
 - ア 「武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)が迫り、又は現に武力攻撃(緊急対処 事態における攻撃)が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、広報車等の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などにより、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等(緊急対処事態)において警報が発令された事実等を周知する。

- イ 「武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)が迫り、又は現に武力攻撃(緊急対処 事態における攻撃)が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
 - (ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
 - (イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部等は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、避難行動要支援者に対する伝達に配慮するものとし、避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態および武力攻撃事態(緊急対処事態)の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達および通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

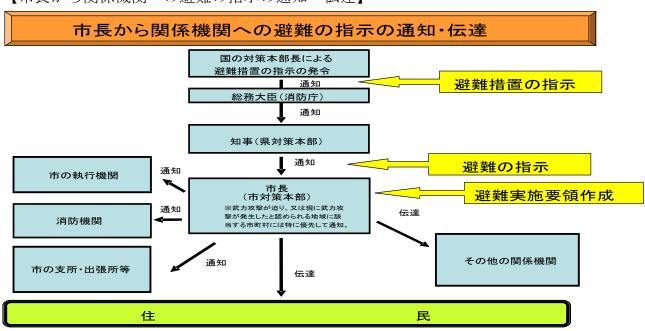
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体および財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達および避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ア 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被 災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況につ いて、収集した情報を迅速に県に提供する。
- イ 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、 その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達】



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその 迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、 避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民 の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容のものもありうる。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

【主な留意点】

ア 要避難地域および避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、 事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例:A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区 1-1の住民は各ビル事業所および「A2町内会」を避難の単位とする)

イ 避難先

避難先の住所および施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例:避難先:B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)

ウ 一時集合場所および集合方法 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所および場 所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例:集合場所:A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要支援者については自動車等の使用を可とする。)

才 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り 具体的に記載する。

(例:バスの発車時刻:○月○日15:20、15:40、16:00)

カ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難支援者への配慮事項等、 集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例:集合に当たっては、高齢者、障がい者等要避難支援者の所在を確認して 避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等 の有無を確認する。)

キ 避難の手段および避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間および避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例:集合後は、○○鉄道○○線AA駅より、○月○日の15:30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市およびA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)

ク 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職 団員の配置および担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ケ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例:誘導に際しては、高齢者、障がい者者、乳幼児等、自ら避難することが 困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及 び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

コ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

(例:避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

サ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例:避難誘導要員は、○月○日18:00に避難住民に対して、食料・水を 供給する。集合場所および避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医 療を提供する。)

シ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例:携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋およびハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

ス 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例:緊急連絡先:A市対策本部 TEL $0 \times - \times \times 52 - \times \times 53$) 担当〇田×夫)

【避難実施要領の参考例】

避難実施要領(参考例)

秋田市における住民の避難は、県知事の「避難の指示」の内容(1.要避難地域 2.避難 先地域 3.主要な避難の経路 4.避難のための交通手段その他避難の方法 5.住民の避難 に関して関係機関が講ずる措置の概要)に従って次の方法で行うものとする。

秋田県秋田市長〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

(県知事の「避難の指示」を添付)

避難の指示(参考例)

秋 田 県 知 事 ○月○日○時現在

- 本県においては、○日○時に国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、 ○時避難措置の指示があった。
 - 要避難地域住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。
- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
 - (1) 秋田市A1地区住民は、B市B1地区を避難先として、○日○時を目処に住民の避難を開始すること (○○時間を目処に避難を完了) (以下省略)
- 2 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

秋田市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

(1) 秋田市のA 1 地区の住民は、B 市のB 1 地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、 〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路および避難手段】

○ 避難の手段(バス・鉄道・船舶・その他)

バスの場合

秋田市A1地区の住民は、秋田市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合

秋田市A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員および秋田市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合

秋田市A1地区の住民は、秋田市A港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇日〇時〇分発B市B1港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。 (以下省略)

(2) 秋田市A 2地区の住民は、B市B 2地区にあるB市立B 2中学校を避難先として、〇日 ○時○分を目途に住民の避難を開始する。 (以下省略)

- 3 避難住民の誘導の実施方法
 - (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、 市職員等の割り振りを行う。

- 住民への周知要員
- 避難誘導要員
- 市対策本部要員
- 現地連絡要員
- · 避難所運営要員
- ·水、食料等支援要員 等
- (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいない か確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。ま た、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行 う避難誘導の実施への協力を要請する。

4 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

秋田市対策本部 担当 秋田太郎 TEL 018-×××-××× (内線 ××××) FAX 018-×××-×××

(以下省略)

- ア 避難の指示の内容の確認
 - (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合) (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 要支援者の避難方法の決定(避難支援プラン)
- キ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家 用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊および米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国対 策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施について、道路、港 湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国対策本部 長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部 に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等(緊急対処事態)における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)および国対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

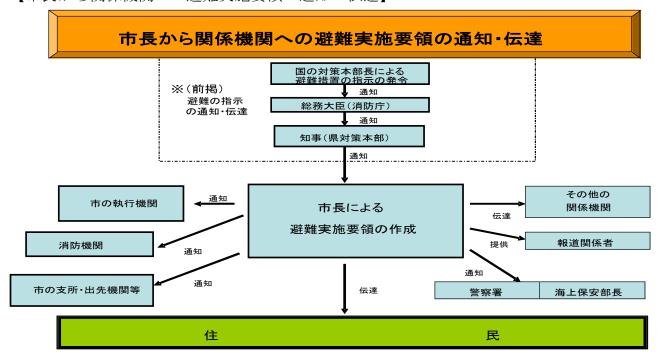
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民および関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の全部局長、消防長、警察署長、海上保安部長および自衛隊地方協力本部長ならびにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員ならびに消防長および消防 団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、 学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではな い。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる(特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。)。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部等は、消火活動および救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める 避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果 的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等に よる運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動および救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携し

つつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員および消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、 市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係 機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 避難行動要支援者への配慮

市長は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、避難支援プランに沿って、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する

情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- (ア)危険動物等の逸走対策
- (4) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者として、市が道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12)避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 事態別の避難に関する留意点

弾道ミサイル攻撃の場合

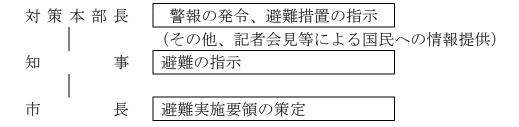
ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難 措置の指示および避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々 人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

(ア) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置 を指示



- (4) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令
- ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された 段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示および知事 による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施 することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部および県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。
 - 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応 「一時避難場所までの移動」~「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた 移動」、といった手順が一般には考えられる。
 - 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応 当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、 県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域にお

ける屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の 態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定 され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられる ことから、都市部の政治経済の中枢、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能 性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が 広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となり、国 の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から係る避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容および期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水および生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供および助産
- エ 被災者の捜索および救出
- オ 埋葬および火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索および処理
- コ 武力攻撃災害 (緊急対処事態における災害) によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断した ときは、知事に対して国および他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示し て要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の 措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施す る。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)および県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備 した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に 関する措置を実施する。

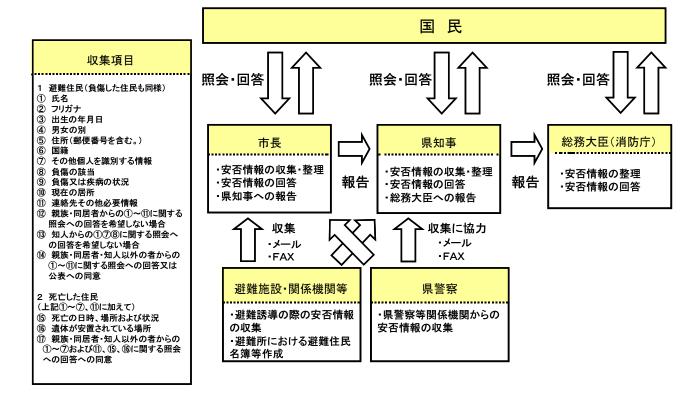
また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集および提供を行うに当たっては、他の国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集・整理・提供の流れ】

安否情報収集・整理・提供の流れ



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理 する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集 を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の 確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定か でない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを用いて報告することとし、事態の状況により安否情報システムを利用できない場合は、書面(電磁的記録、磁気的記録を含む。)により報告することとする。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話およびFAX番号、メールアドレスについて、 市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有および整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否かおよび武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、

照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手 の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

- ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負 傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要 な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社秋田県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、**3 安否情報の照会に対する回答**(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害 (緊急対処事態における災害) への対処

第1 武力攻撃災害 (緊急対処事態における災害) への対処

市は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対応、活動時の安全の確保に留意しならがら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

| 1 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処 市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害(緊急対処 事態における災害)への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置(緊急対処保護措置)を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)を防除し、および軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全確保

市は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生し、又は発生するおそ

れがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の 共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示(一例)】

- ア「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- イ「 $\bigcirc\bigcirc$ 町 \times 丁目、 $\triangle\triangle$ 町 \bigcirc 丁目」地区の住民については、 $\bigcirc\bigcirc$ 地区の $\triangle\triangle$ (一時) 避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、 屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとと もに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等につい て、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を 受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、 退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国および県からの情報や市で把握した武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察および海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員および消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市 長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行っ た上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段 を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等(緊急対処事態) においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、 罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地 調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を 決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報 車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡 する。

武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関する措置を講ずる者以

外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域から の退去を命ずる。

- ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等 と連携して、車両および住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不 測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基 づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の 通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を 図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用 もしくは収用
- イ 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)を受けた現場の工作物又は物件で当 該武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関する措置の実施の支障 となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処措置 が適切に行われるよう、武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)等や被害情報の早急 な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう 必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設および人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動および救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)を防除し、および軽減する。

この場合において、消防本部等は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力 攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処を行うとともに、消防団は、消防長 又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域 の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、 知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の規模等に照らし緊急を要するなど必要 と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成および施設の整備等に係る基本的な事項に 関する計画および緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、 直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動および救助・救急活動の 応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったときおよび消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合および消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ア 市長は、消火活動および救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じる ことがないよう、国対策本部および県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、 すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立する など、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安 部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたら せるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措 置を行う。
- ウ 本市が被災地以外である場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の 指示を受けたときは、武力攻撃(緊急対処事態における攻撃)の状況および予測、 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の状況、災害の種別、防護可能な資機 材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提 供および支援を行う。
- エ 消防団は、施設・装備・資機材および通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 市長および消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等 を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、施設管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部長等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町 村および当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

2 危険物質等に係る武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の防止および防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機 関と市対策本部で所要の調整を行う。

※【危険物質等について市長が命ずることができる対象および措置】

【対象】

- ア 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵 所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置 される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)
- イ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物および同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者ならびに当該毒物および劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合)

【措置】

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、 消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)

(2) 警備の強化および危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の【措置】のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置および危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照

らして、現場およびその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を 指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針およびそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国および県との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、保健所は、県警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助および除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、防災安全対策課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健所と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源および汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。
		・移動の制限
		・移動の禁止
		・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。
		・使用の制限又は禁止
		・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限
		・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限
		・立入りの禁止
		・封鎖
6号	場所	・交通の制限
		・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- 1 当該措置を講ずる旨
- |2||当該措置を講ずる理由
- 3 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
- 4 | 当該措置を講ずる時期
- 5 | 当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の 状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供す るなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集および報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集および報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集および報告

- ア 市は、電話、防災行政無線およびその他の通信手段により、武力攻撃災害(緊急 対処事態における災害)が発生した日時および場所又は地域、発生した武力攻撃災 害(緊急対処事態における災害)の状況の概要、人的および物的被害の状況等の被 災情報について収集する。
- イ 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にする とともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車 両等を活用した情報の収集を行う。
- ウ 市は、被災情報の収集に当たっては、県および消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- エ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、 収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により 県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、 直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県および消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害(緊急対処事態における 災害)により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることか ら、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、避難行動要支援者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断および消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、 飲料水の衛生確保のための措置および飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等 についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不 足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を 行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談および指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理および 清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に 応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は 処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に 適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やか にその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の 必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省 生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

なお、**2 避難住民等の生活安定等**および**3 生活基盤等の確保**の定めについては、緊急対処事態において準用する。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資もしくは役務又は国民経済上重要な物資もしくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占めおよび売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律および条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請および請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期ならびに市税(延滞金を含む)の徴収猶予および減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、道路および港湾等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付および管理

市は、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書に規定する特殊標章および身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付および管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付および管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者およびこれらの者が行う職務等に使用される場所もしくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を 識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に青の正三角形)





(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付および管理

市長、消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付および使用させる。

ア市長

- (ア) 市の職員(消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 消防団長および消防団員
- (ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- (ア) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県およびその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等および赤十字標章等の意義およびその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。